

【博士後期課程】

(審査体制)

1. 学位論文の審査は博士後期課程学位論文審査委員会が実施する。
2. 審査委員の構成は下記のとおりとする。
  - 主研究指導教員または紹介教員（主査） 1名
  - 副研究指導教員 2名
  - 研究科委員会から選ばれた上記以外の教員 1名
  - 他大学の大学院または研究所等の教員等 1名

(審査方法)

1. 博士後期課程学位論文審査委員会により、試験を実施する。
2. 試験内容は次のとおりとする。
  - 公開型審査会の実施
  - 論文審査
  - 口頭試問または筆答試験

(評価項目)

1. 研究課題設定の妥当性
2. 理論枠組み・アプローチの適切性
3. 論文全体構成の適切性
4. 先行研究検証の妥当性
5. 学問的な論考の適切性
6. 結論の適切性
7. 独創性
8. 引用、注の表記および引用参考文献リストの適切性
9. 論文要旨の妥当性

(評価基準)

上記の評価項目に加え、北東アジア研究や地域開発研究分野の新しい有効な学問・方法論の創出への貢献についても考慮して評価を行う。